

福祉サービス第三評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー

② 施設・事業所情報

名称：隠岐共生学園第二夜間保育所	種別：認可保育所		
代表者氏名：高梨久美子	定員（利用人数）：20名		
所在地：島根県隠岐郡隠岐の島町下西吉賀ノ下166-2			
TEL：08512-2-0129	ホームページ： http://kyousei.gr.jp		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：平成20年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 隠岐共生学園			
職員数	常勤職員：7名 非常勤職員：1名		
専門職員	保育士：6名 栄養士：1名		
施設・設備の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <居室数> 乳児室（ほふく室）1室、 保育室1室、 調乳室、遊戯室、医務室、 職員室、沐浴室、トイレ </td> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> <設備等> 冷暖房設備、 床暖房設備（夜間保育室1）、 セコム </td> </tr> </table>	<居室数> 乳児室（ほふく室）1室、 保育室1室、 調乳室、遊戯室、医務室、 職員室、沐浴室、トイレ	<設備等> 冷暖房設備、 床暖房設備（夜間保育室1）、 セコム
<居室数> 乳児室（ほふく室）1室、 保育室1室、 調乳室、遊戯室、医務室、 職員室、沐浴室、トイレ	<設備等> 冷暖房設備、 床暖房設備（夜間保育室1）、 セコム		

③ 理念・基本方針

基本理念

- ・「共生」（ともいき）の精神を基調として施設運営を推進します。
- ◎ご利用者、ご家族、そして地域との結びつきを重視して、人間としての幸せな生活を共（とも）に支えてゆくことを実現します。
- ◎地域福祉の拠点として、施設そして在宅と地域社会の期待と要請に応え、地域の方々と共（とも）に喜びを分かち合うように努めます。

基本方針

- ・関係法令や保育所設備及び運営に関する基準を遵守し、自然や人との結びつきのなかで、心身ともに健やかな育ちを支える。

保育目標

- ・なかよく …相手を大切に作る心豊かな子どもに育てる
- ・ただしく …ものごとをよく考えたり工夫する子どもに育てる
- ・すこやかに…健康で明るい子どもに育てる

④ 施設・事業所の特徴的な取組

子どもの身体づくり… 広い園舎・園庭、運動遊具を使つてのびのび遊び、心身ともに健やかな育ちを支えます。

隠岐の伝統文化に親しむ… 地域との交流や食育を通して地元へ愛着を持つ子どもに育てます。

安心安全な保育所… 感染症対策やヒヤリ・ハットを通して、安心安全な保育を提供します。

家庭的な雰囲気… みんなで一緒に楽しく会話をしながら夕食を食べたり、ゆったりとした雰囲気の中で安心して過ごせるようにします。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月1日（契約日）～ 平成30年3月5日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初回受審

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 地域の人と共に伝統文化を遊びの中に取り入れ、豊かな活動となっている

当保育所の基本理念の「共生（ともいき）の精神を基調とする」では、地域との結びつきを重視し、世代間交流を図りながら、地域の活性化に寄与する、と謳っている。

その具体的な取り組みは、保育所側から園児の祖父母や地域の大人たちに対し「昔の遊びを子どもに教えて」と依頼することから開始される。お手玉、あやとり、竹でっぼう（玉は紙）、めんこ、こま、かるたなどの遊びの数々である。保育所のなかで地域の高齢者、おじさん、おばさんたちから遊び方の手ほどきを受けた子どもは昔遊びの面白さに触れ、友だちと活き活きと遊んでいる。凧づくりなどには保護者も参加し、親子で凧あげを楽しんでいる。

一方、隠岐の島の伝統文化を受け継ぐという観点から、古くから伝わる「奉納舞い」「民謡」などを子どもたちに伝える機会も多く持っている。園の民謡クラブには民謡が得意な人が訪れ、子どもたちにその文化を伝えている。そして「奉納舞い」や「民謡」などは隠岐の島の祭りの際に披露され、祭りを盛り上げている。

また、夏祭りをはじめとする当保育所の行事には、島の風土から、保護者のみではなく、土地のさまざまな人たちが参加して楽しむため、そのなかで子どもは大人と自然にかかわり合い、一緒に過ごしている。そのように島の人たちが共に保育にかかわることを通じ、言語の世界や造形・表現活動の遊びが豊かに広がり、社会との共生にもつながるものとなっている。

2. 自然の恵みとしての食材に関わる体験を多く積み重ねている

当保育所の食育目標は7項目あるが、そのなかに「栽培や収穫に喜びが持てる子ども」「隠岐の島の食材が大好きな子ども」がある。広い園庭の一角を畑として耕し、季節の野菜（ナス、トマトなど）や20畝ほどのサツマイモを植えている。

加えて、近隣に田を借り、田植えから稲刈りまでの米づくりのほか、春はヨモギ摘みやタケノコ掘りなどに出かけている。栽培活動は、主に4～5歳児が中心となり、保育士、栄養士、地域の人と一緒に土づくりや苗植えを行っている。日々の水やりや収穫の際などには全園児が関わり、野菜の育ち具合を見たり、芋掘りなどの収穫の喜びを味わったりしている。

給食では、隠岐の島産の野菜類・魚肉類の食材をベースにした和食中心の献立としているが、大根、葉物等の新鮮な野菜類は近隣の農家からいただくこともあると言う。また、漁業に携わる保護者もいることから、町の漁業組合（女性部）と連携して「お魚クッキング」の企画を立て、子どもたちに対して魚のさばき方を教え、料理の紹介なども行い、食への関心を誘っている。

当保育所の 5 歳児クラスでは当番の子どもが米を洗い、炊飯器のスイッチを押すなど、栽培からの食に関わる体験を積み重ねている。保育所における食育は、健康な生活を送るための基本となるものであるが、当保育所の取り組みは、そのことにプラスして、自然との共生の大切さも子どもたちに伝えるものとなっている。

◇改善を求められる点

1. より確実な成果を上げるために、実効性のある事業計画の策定に向けた取り組みの強化に期待する

事業計画の内容を見ると「保育内容とねらい」「食育目標」「家庭・地域との連携」などの「目標」と思われる記述はあるものの、それらのことを達成するための具体的な方策やプロセスに関する記述には乏しい。

年間の事業活動を計画的に推進するには、取り組みの内容、組織・職員体制、役割分担、実施時期や回数、達成度や目標値、必要とする職員の知識や力量等について、可能な限り具体的に記述されていることが望まれる。そうすることによって、年間の振り返りの視点が明確になり、次年度に向けた課題の整理もより容易になる。

また、事業計画の作成や進捗管理、年間の振り返りの過程などにおいて可能な限り職員が参加できる機会を設けることが、共通理解の構築と円滑な事業の遂行には有効である。

より確実に取り組みの成果を上げるために、実効性のある事業計画の策定に向けた取り組みの強化に期待する。

2. 当保育所を利用する保護者の事情等を勘案して、保育相談など積極的な保護者支援の実施に期待する

保育所における保護者への支援は保育士の業務である。職員間の連携を図りながら積極的に取り組むことが求められる。

当保育所では昼間は第二保育所との合同保育が行われている。0～5 歳児が各クラスにいて、職員も配置されている。第二保育所と同様、保護者とは登降園時のコミュニケーションや連絡ノートを介した子どもについての情報交換があるほか、保育懇談会等で話し合う機会も設けている。

個別を含む指導計画の策定では、そうした日頃からの保護者との連絡体制のなかでどのような支援が必要とされているのかを知り、計画を立てていくことになる。しかし、その際に一人ひとりの保護者の子どもへの思いや要望等をどのように受け止めているか、またそれが職員間で共有されているのかなど指導計画の作成手順が明確にされていない。夜間保育所を利用している保護者や子どもの状況として、例えば、保護者の就業による生活時間の違い、就学等への不安を抱えた状況があり、それらへの配慮や支援が必要な場合もあると考えられる。保護者に対する支援として、園としてもより積極的に保護者と関わるために、個別相談の場や機会を設けることが期待される。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審後に、職員全員で保育を丁寧に見直し、気づきや課題、改善点が明確になった。

隠岐の豊かな自然の中にある保育所の環境や伝統文化を大切に、地域の方と共に子供たちに伝えることは、思っていた以上に第二保育所の強みであることに気づいた

今後、一層地域との関わりを大切にし、地域に信頼される保育所をめざしてゆきたい。

改善点については、年間計画である取り組みや研修内容に一貫性がなく、夜間保育所としての特徴が明文化されていないことに気づいた。

また、PDCAを丁寧に文書化していなかったことで改善につながっていない事も大いに反省した。今後は事業計画や保育の計画等の作成について、職員参加の体制を整備し、具体的な計画をすることで、保護者や職員等が分かりやすいようにし、共通理解していきたい。

また、今までの保育計画の内容や年間目標等を職員全員で見直し、全体的な計画を作成し、これに基づいた保育の具体的な計画や内容を保護者に知らせ、子どもや保育所について相互理解を図るように努めてゆく。

今回の第三者評価により、様々な家庭の生活リズム、就学にむけてどのように子どもと保護者を支えてゆくかなどの夜間保育所の課題が明確になった。

保護者との連携は、より積極的に保護者様の思いを受け止められるよう、話し合う機会を出来るだけ設け、定期的な個人面談等のしくみや職員間の情報の共有の仕方について具体的なプロセス等の改善をする。

また、長時間保育である夜間保育の内容や方法、職員の連携、家庭との連携等を指導計画に位置付けていく。

多様な就労形態の中、安心して利用できる保育所として保護者様を支援し、子育て相談や精神的なよりどころとなれるよう、今後とも努力してゆきたい。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。		評価
判断基準	a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	b
	b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 法人の基本理念に基づき、法人が経営する四つの保育所共通で「基本理念」と「保育目標」を定めている。これらは事業所内に掲示しているほか、保育所の「しおり」やリーフレットに掲載し、職員会や入園式では読み上げている。さらに入園式での所長あいさつやクラスごとに職員が保護者に対し、「しおり」を説明する際に改めて説明している。</p> <p>■ 改善課題 法人が経営する四つの保育所共通で「基本理念」等を定めて、保護者等に周知している。しかし、今回の第三者評価の実施に伴って実施した職員自己評価では、理念や基本方針についての保護者への周知に関する項目で、肯定的な回答の割合は4割から5割程度であった。基本理念等は保育に関する考え方や姿勢を示すもので、保育所に対する信頼感などを高めることにつながるものとして重要である。取組みに対する職員への理解促進も含め、さらなる取組みに期待する。</p>	

I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。		評価
判断基準	a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)14.3% b)71.4% c)14.3% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・保育施策に関する情報は、全国私立保育園連盟など保育関係の全国組織から配信される情報によって把握している。 ・地域の施策動向については、行政(町)の計画(隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略など)によって行政の方向性を確認することを心がけている。そのほか、行政の諸会議への参加の機会を通じて、子どもの出生数、母子手帳の数、ゼロ歳児の数などのデータを把握し、予算作成などの際に活用している。 ・法人本部との連絡は事務局長や総務課長を窓口としており、保育所の経営に関することの多くは、事実上は保育所の所長に委ねられている。</p> <p>■ 改善課題 当保育所の所長は、全国組織からの情報や行政とのやりとりから施策動向などの把握に努めているが、「経営に関する情報の収集と分析は不十分」という認識を持っている。その地域での現在と将来における保育ニーズなどに関し、長期的な観点から情報を把握・分析することは保育所の中長期的な安定的経営において重要である。特に人口減少の進行が予測されている状況にあって、行政施策との連携の強化も含めて、さらなる取組みに期待する。</p>	

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。		評価
判断基準	a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)57.1% c)14.3% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・国の施策である「保育士等キャリアアップ研修」の受講による処遇改善に向けた取組みは、県や国の会議に参加して情報収集し、法人内の四つの保育所による「所長会」で検討して取り組んだものである。 ・行政からの委託事業であるファミリーサポートセンター事業や放課後児童クラブ事業は、行政からの打診を受けて所長会で検討し、法人本部に相談して実施に至っている。</p> <p>■ 改善課題 当法人では、当保育所を含む四つの保育所の所長による「所長会」(必要に応じて年間5～6回開催)が保育所に関する重要案件を主導的に検討しており、法人本部とは法人の事務局長や総務課長の職にある者がパイプ役となっている。 新規事業や行政からの業務の受託の是非等について所長会のメンバーが情報把握を行って方向性を出しているが、当保育所の所長は経営状況の把握・分析、職員への周知などの取組みは不十分と認識している。内外の経営環境を踏まえた新規事業や業務改善に向けた具体的な取組みが求められる。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	C
	b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。	
	c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人では施設の老朽化改築工事への着手の見通しを事業計画の中に位置づけている。 ・当保育所では、単年度事業計画の中に「短・中期目標」として「質の高い保育の提供と子育て支援に努めます」「人材育成と確保に努めます」を掲げている。</p> <p>■ 改善課題 上記はいずれも「中・長期的なビジョンを明確にした計画」(中・長期の事業計画)とは認めがたい。 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組みを示すもので、保育の質の向上などの課題解決に向けた組織体制や設備の整備、職員体制、人材の確保と育成の方策等に関する具体的な計画であることが期待される。 目標(ビジョン)を明確化と内外の現状課題の分析を踏まえ、具体的な計画の策定に向けた取組みに期待する。</p>	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		評価
判断基準	a) 単年度計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	C
	b) 単年度計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c) 単年度計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)57.1% c)0% 無回答)0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・事業計画の枠組みは法人として統一化されている。 ・事業計画は概ね第二保育所の所長が案を作り、当保育所の所長が確認をしている。また両保育所の主任で研修計画、行事計画、食育計画の内容を検討する。作成にあたっては第二保育所の所長および主任と当保育所の所長と主任とで前年度の取組みを振り返っている。</p> <p>■ 改善課題 事業計画には「保育内容とねらい」「食育目標」「家庭・地域との連携」など、「目標」と思われる記述があるが、それらを達成するための具体的な方策(取組みの内容、組織や職員の体制、実施時期や回数、達成度や目標値、必要とする職員の能力など)についての記述はほとんどなく、抽象的な記述が散見される。 より確実に成果をあげるためにも、具体性のある事業計画を策定することが重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		評価
判断基準	a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)0% 無回答)0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・事業計画は所長が中心となって主任と相談して作成している。 ・年間の振り返りは、2月の職員会(全ての正職員が参加)で行っている。</p> <p>■ 改善課題 ・日常の保育を除けば、行事と研修とで諸事業が進行し、その過程で行事ごとの振り返りは行っている。しかし事業計画に基づく進捗管理はなく、また研修の振り返りも実施していない。 ・2月の職員会で年間の振り返りをしているが、「よかったこと」「できなかったこと」など感想の共有にとどまっており、振り返際の課題や視点は明確ではなく、次年度の事業計画への具体的な反映を見て取ることは難しい。改めて事業計画を意識した振り返りを職員会などで行うことが重要である。 ・事業計画の策定過程には、職員の意見の集約や反映の機会が位置づけられていることが求められ、振り返りの段階でも委員会や係の動きも含めて、設定した目標までの到達度や効果、新たな課題などが共有され、次年度の事業計画に反映されることが重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。		評価
判断基準	a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	C
	b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c) 事業計画を保護者等に周知していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)28.6% c)14.3% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 事業計画は玄関に配置しているが、保護者には配布していない。また、入所時および年度当初に、全ての保護者に「しおり」を配布し、その中で「行事計画」を中心に説明している。</p> <p>■ 改善課題 事業計画を保護者に周知する取組みは、特段には行っていない。 保護者に対する事業計画の周知とその理解促進は、保育サービスの提供に大きく関わることがらであることはもとより、法人や保育所への理解と諸活動への参加を促す観点からも重要である。また、周知にあたっては事業計画そのものを配布する必要は必ずしもなく、理解しやすいように内容表現を工夫するなどの配慮も求められる。今後の取組みに期待する。</p>	

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		評価
判断基準	a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)2.6% c)28.6% であった</p> <p>■ 取り組み状況 ・毎月の職員会で各クラス、病後児、厨房など、それぞれのクラスや担当から状況を報告して共有しており、特に2月の職員会では年度を振り返って、「できたこと」「できなかったこと」などを話し合っている。そのほか、各行事は実施後にその都度連絡帳によって保護者の意見を聞き、次年度の企画に反映させることに努めている。</p> <p>■ 改善課題 保育の質の向上には、日々の取組みとともに、自己評価の実施、第三者評価の受審、保護者アンケートの実施、苦情相談内容への対応等を行い、その結果を評価・分析し、改善に向けて、計画の策定(P)→計画の実施(D)→実施状況の評価(C)→計画の見直し(A)、のサイクルを総合的・継続的に実施することが必要である。 今回の受審を契機に、職員参加のもとで現状分析を十分に行い、計画から評価・見直しに至るプロセス形成の取組みに期待する。</p>	

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		評価
判断基準	a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
	b) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c) 評価結果を分析し、保育所として取り組むべき課題を明確にしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)0% c)42.9% であった。</p>	
	<p>■ 取り組み状況</p> <p>・毎月の職員会で各クラス、病後児、厨房など、それぞれのクラスや担当から状況を報告して共有しており、特に2月の職員会では年度を振り返って、「できたこと」「できなかったこと」などを話し合っている。そのほか、各行事は実施後にその都度振り返りを行って次年度の企画に反映させることに努めている。</p> <p>・今回の第三者評価の受審は初めての取り組みであり、受審結果を踏まえ、行政職員、町内の法人内外の保育所関係者等にも参加を促して報告会を開催する計画である。</p>	
	<p>■ 改善課題</p> <p>職員会において月ごとの振り返り(2月は年度の振り返り)を行っているが、課題の明確化や改善実施計画の策定の取り組みまでには至っていない。</p> <p>今回の受審を契機に、職員参加のもとで現状分析を十分にいき、計画から評価・見直しに至るプロセス形成の取り組みに期待する。</p>	

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	a
	b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0% c)0% であった。</p>	
	<p>■ 取り組み状況</p> <p>・所長の役割は、法人の定める「職能資格等級基準書」に「基本姿勢」や「基本責任」として明示されている。</p> <p>・所長は第二保育所の所長と連携してほぼ一体的に保育所の経営にあたっている。特に夜間保育であるため、保護者の様々な家庭環境や気持ちに寄り添い、それを受け止めることを重視している。</p> <p>・職員自己評価では「施設長の判断・決定に基づく運営が確立されており、責任の所在も明確になっている」といった意見が出ており、施設長の役割に対する職員の理解が窺える。</p>	

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	a
	b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)28.6% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人として「法令遵守規程」を定め、その中で施設長(所長)には、各事業所での法令遵守の担当者と位置づけるとともに、その役割と責任が明示されている。また、「倫理綱領」も規程し、個人の尊厳と人権擁護に基づく倫理観を共有することを定めている。 ・当保育所の所長は県主催の研修会(労務管理など)に可能な限り参加して保育所の経営に関する情報の収集に努め、また、特に子どもの人権に関する理解を重視している。 ・職員に対しては、法人本部からのセクシャルハラスメントやパワーハラスメントに関する指示に基づき、周知徹底に努めている。 	

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
	b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)85.7% b)14.3% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長は職員の「困り感」に寄り添い、改善に向けて具体的な方法を指示するように努めている。特に新保育所保育指針を踏まえて環境設定してくことが保育士の成長に繋がると考えて、今以上に話し合いを行って係を生かしたり、全体で話し合って意見を出し合いながら保育の質の向上を図りたいと考えている。 ・今回の第三者評価の受審は第二保育所の所長とともに実現したもので、保育の質の向上に向けた意欲と指導力がうかがえる。 	

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		評価
判断基準	a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	a
	b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 所長は記録などの記入に関する実務が多く、職員の負担になっていると考えている。ヒヤリハット報告の様式を整理して記入しやすくする提案を行い、職員と話し合っ改善に繋げている。業務の省力化に向けて、さらに職員と話し合っしていきたいと考えている。 また、法人の意向を踏まえながら効率的な経営・運営を心がけ、現場の負担軽減に向けて保育助手の配置を要求するなど、必要な調整を法人本部と行っている。また、職員が働きやすい、有給休暇を取りやすいように職員の家庭環境なども配慮しながら、勤務シフトを作るように主任と調整することを心がけている。</p>	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	b
	b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)14.3% c)14.3% 無回答)0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当保育所では、島根県が平成29年度から行っている「保育士等キャリアアップ研修」(国が平成29年4月にガイドラインを示した研修)の「専門分野別研修」(「乳児保育」「障害児保育」等)に対象要件が合致する保育士を受講させ、その修了者を乳児保育分野や幼児保育分野ごとの「専門リーダー」に任命して体制の強化を図っている。そのほか、保育の補助を行う「保育士助手」に「子育て支援員」となるための研修を受講させ、その増員を計画している。 ・正職員の採用は法人が行い、非常勤職員については当保育所など各事業所が事実上の採否を決定できる。採用活動としては県社会福祉協議会主催の就職イベント(就職フェア)へ参加したり、実習生や職場体験の学生を将来の就職に繋げるように働きかけたりと、様々な機会を活用して腐心している。</p> <p>■ 改善課題 ・保育士のキャリアパス構築に向けては、国のしくみ(キャリアアップ研修)を活用して始まったばかりであり、今後の成果に期待する。 ・人材確保については、所長は地元の者だけでなく、「『I(アイ)ターン』をどう生かすか」「町が行っている定住対策とどう連携を図るか」などを課題と考えている。人材確保は人口流出が続く隠岐の島町全体の課題でもあり、行政等との連携を含め、さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。		評価
判断基準	a) 総合的な人事管理を実施している。	b
	b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c) 総合的な人事管理を実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)28.6% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人が求める職員像は「職能資格等基準書」(職能等級ごとの基本姿勢や基本責任)に明示している。 ・法人として人事考課制度を導入しており、正職員を対象に考課面接(年2回)とフィードバック面接(年1回)を行い、「個別育成計画書」を作成して、一人ひとりの職員育成の課題の明示とその実行を図るしくみである。</p> <p>■ 改善課題 所長は、人事考課制度と新たな専門リーダーを任命するキャリアアップのしくみが未だ合致しておらず、法人に提案して見直していきたいとしている。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		評価
判断基準	a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	b
	b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)28.6% c)14.3% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・休暇の取得状況や時間外勤務の状況は主任が把握する役割を担っており、何等かの問題があれば主任が個別の声をかけて状況把握に努めている。できる限り残業はしないように声をかけ、行事の準備でもあまり大掛かりなものとならないよう職員に促している。 ・職員の健康状態は、所長や主任が個別に把握しているが、悩みなどがあつた場合は職員が所長や主任のうち話しやすい職員に言ってきており、話しにくい場合には医務室(看護師)に相談してくる例もある。また、法人では産業医を委嘱しているほか、衛生管理委員会を設置して職員の「健康診断」「メンタルヘルス」「腰痛対策」などについて情報の収集と共有を図っている。 ・職員の結婚、出産等のライフスタイルに合わせてパート勤務への変更など適宜対応している。</p> <p>■ 改善課題 法人および当保育所として体制を整備し、また一人ひとりの職員の状況把握にも努めている。しかし、職員自己評価の「職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる」の各項目では、肯定的な回答の割合は4割から5割程度のもので散見された。その原因分析も含め、さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	b
	b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)14.3% b)42.9% c)28.6% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 法人として人事考課制度を導入し、正職員を対象に考課面接(年2回)とフィードバック面接(年1回)を行い、「個別育成計画書」を作成して、一人ひとりの職員育成の課題の明示とその実行を図るしくみである。 しかし、当保育所では事実上考課面接は年1回しか実施できていない。また、非常勤職員は対象となっておらず、個別面接の機会は設けられていない。</p> <p>■ 改善課題 当保育所では人事考課制度は規定どおりの運用が図られていない。また、考課面接は目標管理の確認や調整というよりも個々の職員の状況や悩みを把握する場となっている側面が強く、保育所の全体目標と一人ひとりの職員の目標との関係性が考慮されているとも言えない。 職員自己評価の「職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている」の各項目では、肯定的な回答の割合は3割前後であった。人事考課制度による目標管理は、保育所の全体目標と職員一人ひとりの目標との統合を図るしくみである。キャリアパスのしくみとの整合性を図りつつ、さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		評価
判断基準	a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・平成29年度から国が定めたガイドラインに沿って行われる「保育士等キャリアアップ研修」を活用し、対象要件を満たす保育士を参加させている。当保育所としては、これにより保育士のキャリアアップの道筋を明確にする機会にしたいと考えている。 ・年間を通じて毎月行う「園内研修計画」でテーマと対象者を決め、テーマは状況に応じ主任の判断で随時変更しつつ職員会(毎月1回)の中で実施している。そのほか、感染症、心肺蘇生・緊急時対応などは午睡の時間帯に毎月別途に行っている。</p> <p>■ 改善課題 国の定めた研修の活用や毎月の園内研修のテーマや対象者は計画として定めている。 しかし、園内研修をはじめ、職員研修のテーマ設定はその年度に保育所が定めた目標と、その目標達成に向けた事業計画とに整合していることが求められ、さらには前年度の教育・研修成果の評価・分析を踏まえて次年度の研修計画に反映させることが必要である。 また、職員自己評価の「職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている」の各項目のうち、「期待する職員像を明示している」「定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている」について、職員の肯定的な回答の割合は2割前後であった。その原因分析とともに、さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		評価
判断基準	a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	b
	b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任職員に対しては採用時に法人が研修会を開催し、「法人の基本理念」、「倫理綱領」「組織人としての心得」などを周知している。 ・園内研修(毎月の職員会で開催)の多くは全職員対象であるが、4月の研修は新人職員に向けて「マナーの基本」などのテーマを設定して実施している。なお非常勤職員は午睡の時間帯に行う感染症等の研修には参加するものの、園内研修には勤務時間の関係から参加することができない。 ・島外で実施される研修への参加は宿泊を伴わざるを得ないため予算上2名までを限度として、参加させたい職員には主任が声をかけて参加を促している。 <p>■ 改善課題</p> <p>正職員に対しては、人事考課制度の考課面接を通じて作成することになっている「個別育成計画書」は活用しておらず、一人ひとりの職員の育成課題は必ずしも明確にはされていない。</p> <p>職員一人ひとりの育成課題の明確化と、それに応じた研修参加の機会づくりが重要である。さらなる取組みに期待する。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		評価
判断基準	a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	b
	b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)28.6% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生の受入れに関するマニュアルを整備し、受入側としての「留意事項」(歓迎する気持ち、ケガや事故への備えなど)や受入れ当日の「手順」(オリエンテーション、実習ノートの記入など)を定めている。 ・所長は実習生の受入れを、将来の保育士確保の観点からも重視し、実習生の受入れ時には巡回してくる専門学校の担当教員にも継続的な受入れを働きかけている。また、県行政に対しても実習生の受入れが可能である旨を伝えている。しかし島であることや専門学校によっては公立保育所を優先する風潮もあって苦慮している。 <p>■ 改善課題</p> <p>実習生の受入れに関するマニュアルは整備しているものの、保育所としての基本的な姿勢や方針などは明確に明示していない。</p> <p>実習生の受入れは保育士の育成という意味で保育所が社会的に果たす役割は重要で、また、将来の保育士確保の観点からも積極的な取組みが期待される。地理的な環境もあって実習生の確保は難しい側面があるが、島内の法人内外の保育所との連携、当保育所の長所の明確化、独自のプログラム開発、専門学校等への積極的な働きかけなど、さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

Ⅱ－３－(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ－３－(1)－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		評価
判断基準	a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	b
	b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 28. 6% b) 71. 4% c) 0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・ホームページは法人が一元的に管理している。当保育所に関するページでは「基本理念」「保育目標」「入園の案内」「一日の流れ」「年間行事」「苦情相談」(苦情の受付体制の説明)などが掲載されている。当保育所あるいは当法人の事業計画および事業報告の掲載は確認できなかったが、法人の現況報告および決算情報はワムネットによる「財務諸表等電子開示システム」にリンクさせて公開している。なお、当保育所に関する記事の更新は数年に一回程度である。 ・「園だより」(毎月200部発行)では保育所の取組みなどを紹介し、保護者はもとより、民生委員、小中学校、高等学校、自治会役員等に配布している。</p> <p>■ 改善課題 「園だより」は地域の関係者に配布しており、情報公開の媒体の一つとなっている。しかし、当保育所において情報公開による透明性の確保に関する方針は明確ではなく、ホームページの更新も計画的に行われているとは言えない。 保育所においては、今後保育を必要とする保護者をはじめ、保育所への就職を希望する者、保育士の養成校、そのほか広く地域社会に対して適切に事業や財務等に関する情報を公開し、運営の透明性を確保することが求められる。方針や担当者の明確化を含めて、より計画的な取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－３－(1)－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		評価
判断基準	a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
	b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 57. 1% b) 42. 9% c) 0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人では、重点目標の一つに「事業執行体制」を掲げ、公認会計士による「外部監査」(年5回)、税理士や経理関係者による「法人経理担当者会議」(随時)、内部経理監査担当者による「内部経理監査会」(年2回)を実施している。そのほか、顧問弁護士と契約し、必要な助言を得ている。 ・当保育所では修繕や食材の購入などの保育に必要な契約は法人の定めるところにより処理している。また10万円以上の備品購入は法人の固定資産に計上されるため、所長は職員にもその旨を周知し、規程集を確認するように促している。</p> <p>■ 改善課題 職員自己評価の「公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組みが行われている」の各項目のうち、事務、経理、取引等に関する「ルール」および「職務分掌と権限・責任」に関する職員への周知について、いずれも肯定的な回答の割合は5割前後であった。より適正な経営・運営に向けて、職員への周知が課題である。さらなる取組みに期待する。</p>	

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

Ⅱ－４－(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ－４－(1)－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	a
	b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人の基本理念に「共生(ともいき)の精神」を掲げ、利用者と地域との結びつきを重視する方向性を明示している。 ・当保育所では、平成20年に、それまで地域住民との関わりが深かった地域から現在地に移転してきたことから、現在の周辺地域の住民との結びつきをより意識して保育に取り組んできている。地域の様々な行事(町の祭り「隠岐しげさ節パレード」、地区の祭り、地域の神社奉納舞など)への参加、老人クラブとのお手玉やコマ回しなどの伝承遊び、漁協婦人部との交流(お魚なクッキング)など、島の伝統文化を大切にすることを根底に据えて子どもと地域の交流を積極的に進めている。</p>	

Ⅱ－４－(1)－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		評価
判断基準	a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	a
	b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)28.6% c)28.6% であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・ボランティアの受入れに関する「マニュアル」を整備し、「世代を超えた保育所への理解」や「地域住民と園児の交流」など、ボランティア受入れの「意義」やその受入れの「手順」等を明示している。 ・ボランティアの担い手の多くは卒園児の祖父母などの関係者であり、畑づくりや芋ほりなどの農業体験、紙鉄砲や凧作りなどの伝承遊びなど取組みで協力を得ている。そのほか、中学生による「銭太鼓」(地域の伝統的な踊り)の披露など、多様な機会にボランティアを受け入れている。活動者の獲得のために町社会福祉協議会の広報でも募集を呼びかけているが、多くは学校のPTAなど地域の関係者の伝手によって得た協力者である。 ・学校教育に協力し、中学生の職場体験や高校生のインターンシップ(就業体験)を受け入れている。 ・地域の多くの関係者によるボランティア活動によって保育の充実につなげており、当保育所と地域との結びつきの強さをうかがわせる。</p>	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		評価
判断基準	a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源に関してはリスト化はしていないものの、これまでの地域とのつながりの中から十分に把握している。 ・保育所を所管している町の担当課はもとより、そこに配属されている保健師は要保護児童対策地域協議会(要対協)の担当でもあり、発達や家庭環境等が懸念される子どもに関して日常的にやりとりをしている。要対協は年2回開催され、第二保育所の所長が参加して児童相談所や民生委員など他機関との情報共有を図るほか、虐待案件などの個別の事例が発生すれば必要に応じたメンバーによる会合や対応が随時行われる。 ・民生委員による子育て支援活動への協力や、警察署による交通安全教室、消防署による防災訓練の実施など、定期的に関係機関との協力や連携を図っている。 	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。		評価
判断基準	a) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	a
	b) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)57.1% c)14.3% であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の「ふれあいプレイデー」(運動会)、七夕夏祭りなどの行事は園庭などを地域に開放して行うもので、地域住民が参加し保育所の機能を地域に提供する機会にもなっている。 ・そのほか、地域の子育て中の親たちに対する歯科教室などを隠岐の島町と連携して行っている。 	

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		評価
判断基準	a) 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	C
	b) 地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c) 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)71.4% c)0% であった。</p> <p>■ 取り組み状況と改善課題 発達や家庭環境等が懸念される案件など、行政等の関係機関からの子どもや子育てに関する個別的な対応の要請があった際には、できる限り対応しているが、特段、事業として位置付けたものはない。</p> <p>法人としては平成29年度事業計画の「重点目標」を掲げ、その中で「地域福祉活動を地域の公益的な取組みの推進」を明示し、主に高齢者向けの公益的な活動を行っているが、当保育所では特段に活動はしていない。 法人の意向なども踏まえながら、保育所としてどう取り組んでいくかの検討が求められる。</p>	

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-1(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

III-1-1(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解を持つための取組を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	a
	b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)00.0% c)14.3% 無回答)14.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・4園合同のしおりの中に「共生(ともいき)の精神を基調とする」の基本理念があり、運営方針や保育目標の中にも相手を大切にし心豊かな子どもを育てると明記している。保育課程にも明示され、指導計画の基盤としている。 ・子どもを尊重することについては、年度始めに第二保育所と合同の職員会議で所長は法人の職員倫理綱領や保育をするうえでの職員の心得を読み上げている。また、人権に関する研修会に参加した職員は報告会を開き職員間でその内容を共有している。 ・一方、保育の中では、子ども達に絵本、紙芝居等を通して仲間外れやいじめ等について伝え一緒に考え、性差への配慮は園服は男女とも同じ、出席点呼は生年月日順の「さん付」である。なお、人権については1.2年に1度、外部の講師が来園し子ども達は楽しく学んでいる。 ・当園は昔から色々な文化を受け入れてきた島の風土から保護者も子どもも文化の違いなどは自然に受け入れる素地が窺われる。 ・評価は総合的に判断し評価をした。</p>	

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。		評価
判断基準	a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
	b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)00.0% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の責務として「職員職務規定」があり、職員は入職時、離職後も守秘義務を課す旨の誓約書を交わしている。権利擁護等に関しては職員は外部研修や園内研修で学び、虐待防止マニュアル等も整備している。 ・入園時の保護者には、保育上必要と思われる園だより、写真などの使用の同意を得ている。 ・一方、登園時の子どもと保護者への視診等(体調、態度等の確認)は丁寧に言い虐待予防に努めている。また、日常の保育ではおむつ交換は決められたコーナーで行い、着脱や夏の水遊びなどにも発達に応じた援助と配慮を行っている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員自己評価では高率であるが、着眼点の「不適切事案発生時の体制の明示」等においては低率である。さらなる取り組みに期待する。 	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		評価
判断基準	a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	a
	b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)28.6% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の利用希望者に向けた情報提供の手段は、法人のホームページ、園のリーフレットの他、町役場の保育施設一覧に記載されている。見学者は知人からの紹介や子育て支援センターの利用者が多いが、所長、主任が個別に対応している。保育を必要とする保護者が来園できない場合は園のリーフレットと共に他の保育施設の情報も同封して送ることもある。リーフレットには特別保育事業の病後児保育や放課後児童クラブ等も掲載している。リーフレットは見やすく分かり易いものとするため写真、レイアウトなどは毎年見直しを行っている。 ・なお、多くの保育利用希望者はホームページを見ると言う状況から、さらなる充実に期待する。 	

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		評価
判断基準	a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	C
	b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)00.0% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況と改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に、所長または主任が「園のしおり(重要事項説明書)」を用い、保護者の質問も受けて丁寧な説明に努めている。しおりには、施設の目的、運営方針や提供する保育・教育内容、発達のめやす、一日の保育の流れの他、健康、安全、給食、園のルール(持ち物他)等が記載されている。また、入園時には、保護者が提出する「生活環境調査表」を確認し子どもに食物アレルギーなどの課題や配慮が必要な場合には看護師や栄養士も個別に面談をする。面談の情報は職員間で共有を図り、適切な対応を行っている。しおりは毎年改訂され全園児の保護者に配付し周知している。 ・事業所のサービス開始・変更に係る利用者(保護者)への説明の過程は記録として残されていない。また当園は個人情報に関する保護者からの同意は得ているが、「園のしおり(重要事項説明書)」の説明後の保護者からの同意書は得ていない。本評価基準「福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している」では、利用者の同意を得るまでの過程の記録を求めており、書面での確認ができない場合は「C」と評価すると定められている。 	

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		評価
判断基準	a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。	b
	b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)57.1% c)00.0% 無回答)14.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 保護者の就労事情により転勤、転居から子どもは他の保育施設に転園する場合があるが、転園時の手順や引き継ぎ文書は定めていない。しかし、転園先からの要望があり、県内であれば保育の様子を送る用意はあるとしている。現状は、里帰り出産時の相談事例はあるが、該当した取り組みはない。なお、当園の保育を終了した子どもは併設する特別保育事業の「放課後児童クラブ」を利用する子どももあり、当園児との異年齢児交流などで側面から継続した支援が行われている。</p> <p>■ 改善課題 ・家庭の生活スタイルが多様化する中で、子どもが同じ保育所で就学時まで保育を継続するとは限らなくなってきた。園として保護者、子どもの状況を踏まえて相談窓口、手順、文書などの整備が求められる。また、転園の際には保護者の了解を得ることが必要である。</p>	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	b
	b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)28.6% c)28.6% 無回答)14.3%であった。</p> <p>■ 取組みの状況 日常の保育において子どもの様子を把握し、連絡帳に記載する際には子どもの満足度を意識している。また、年2回の保育参加後に行う懇談時に、必要に応じ個別の面接を実施。子供の成長について確認しながら、子どもと保護者の満足度を把握する機会となっている。</p> <p>■ 改善課題 利用者の満足度の把握を課題とし、意図的、計画的な取組を期待する。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		評価
判断基準	a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	b
	b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c) 苦情解決の仕組みが確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0.0% c)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みについては、保育のしおりにおいて、苦情受付窓口、及び、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員(2名)、及び、都道府県「運営適正化委員会」の連絡先を掲載し、苦情受付から解決までプロセスをわかりやすく記載している。また、園内に苦情受付・解決の仕組みと第三者委員の顔写真を掲示し、周知に努めている。ホームページにも苦情相談のプロセスを掲載している。 ・苦情、意見などは、年4回開催される第三者委員会に報告し意見をもらっている。この会での意見は視点の拡大が得られると、受け止めている。 ・過去に苦情が出されたときは、対策を検討し、その内容を玄関に掲示したことがある。苦情には保護者と話し合い、必ず対応する方針で取り組んでいる。最近では苦情はないが、毎月苦情の件数を玄関に掲示し、また園便りにも記載している。 ・その他、「ご意見箱」を配備している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の保護者アンケート調査では、「あなたが困った時に、職員以外の人(役所や第三者委員など)とも相談できることをわかりやすく伝えてくれたか」の質問に対し、5割を切る肯定率である。そして、今回の調査のような機会が良い機会であるという意見などがある。保護者への周知、その充実を期待する。 	

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		評価
判断基準	a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	b
	b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)28.6% c)0.0% 無回答)28.6%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者から意見を聞く機会として、「保育参加」では、所長が「要望はないか」「子どもの生活のことで聞きたいことはないか」、「相談があれば個別対応をするので事務室にきてください」と説明している。事務室は、個室化できるスペースを確保し、相談に来る保護者には所長、主任が対応している。行事には多くの保護者が参加するが、行事終了後は連絡帳を活用して、満足度や課題を把握している。 ・法人が経営する4つの保育園が合同で実施する「PTA会」には、各年齢から2名の保護者が参加しているので、この機会を活用し、意見、要望はないかと、問いかけている。 <p>■ 改善課題</p> <p>保護者の相談、意見を聞く意向はあるが、目的を明確にした計画的な取組みが求められる。わかりやすい文書や、掲示などにより積極的な取組みを期待する。</p>	

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		評価
判断基準	a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	a
	b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c) 保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0.0% c)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 連絡帳を始めとし保護者から意見、相談が出された場合は、所長と主任が相談にのり迅速な対応を心がけている。今回の保護者アンケートでは、「子どもの気持ちや様子・子育てなどについて、職員と話したり相談したりすることができるような信頼関係があると思うか」「あなたが大切に考えていることについて、職員は話を聞く姿勢があると思うか」の質問に対し、7割強の肯定率である。また、「あなたが不満に思ったことや要望を伝えたとき、職員は、きちんと対応してくれると思うか」の質問に対し、5割強の肯定率である。今回の結果の活用により更なる充実を期待する。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		評価
判断基準	a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	a
	b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0.0% c)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・リスクマネジメントへの対応は「リスクマネジメント係り・リスク委員会」がヒヤリ・ハット報告書の収集、集計、分析、職員への報告と改善策の提示を担当している。この委員会は、法人内4保育園からの担当者と主任が参加し、3か月ごと、また必要時に開催している。ヒヤリ・ハットの記録を書くことを職員の責務とし、1ヶ月に3枚以上記載することを課している。ヒヤリ・ハットは月ごと、年齢ごとに集計・分析し、対応・改善策を検討しており及びホームページでも紹介している。 ・関連する事故などに関する情報は、マスコミなどで報道されたことを把握し、週1回程度開催するミーティングで報告して注意を喚起している。 ・事故発生時は、発見した職員が報告書原案(経過記録、改善策含む)作成し、主任の指導・助言を得て、所長に提出するプロセスである。そして3日以内に臨時のリーダー会(各専門職による会議)を開催し、改善策について意見を得るなどして適切性を期している。また事故の内容、改善策などは、クラス会、職員会で報告し、周知、徹底に努めている。保護者への報告は主任の役割とし、即座に対応、保護者支援に努めている。 ・事故防止を目的とし、年齢別の事故防止チェックリスト、施設の安全点検の場所と項目、固定遊具の安全指導の対策等をシート化し取り組みしやすくしている。</p>	

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全の確保のための体制を整備し、取組を行っている。		評価
判断基準	a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	a
	b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c) 感染症の予防策が講じられていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)0.0% c)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・感染症対策は、「感染症対策委員会」を月1回程度開催し、予防対策、衛生管理の徹底、発生した場合の対応方法及び蔓延防止策を検討している。また、感染症対応訓練の研修を定期化し、発生時のシミュレーションは職員一人ひとりが実施するような研修にしている。 ・子ども達には、わかりやすく楽しく参加できることを意識し、看護師による手洗い指導に取り組んでいる。また毎月発行する病後児便り(たんぼ便り)で感染症の予防や対策を保護者に知らせている。また、保護者には、流行している病気や症状などを詳しく説明し、感染拡大に取り組んでいる。 ・県レベルで感染症に関する週報が出され、またマニュアルとして、行政が発行する「保育所における感染症予防対策ガイドライン」を整備し、必要時に活用している。 ・保育室や玩具の消毒、また、園内の乾燥対策として温度・湿度管理の徹底を課題とし取り組んでいる。</p>	

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。		評価
判断基準	a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
	b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)85.7% b)14.3% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に防災・消火訓練を明示し、職員単独による避難・消火訓練及び地域住民が参加する訓練、警察官立会いによる防犯訓練を実施している。訓練内容により毎月の実施、年1回の実施である。また、各クラスに避難袋を準備し、毎月訓練をしている。各クラス毎に緊急連絡網を整備、安否の確認ができる体制がある。 ・災害発生時の対応として、緊急時フローチャートを作成して掲示、また災害時マニュアルについては、行政の指導で作成し、土砂災害、津波、火災、大雪等であり、そして、土地柄弾道ミサイルに関する対応マニュアルが作成され、当園でも訓練をしている。 <p>なお、所長など管理者は、食料や備品類の備蓄リストの作成、と備蓄の整備に関し不十分だとしている。具体的な取組を期待する。</p>	

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。		評価
判断基準	a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	b
	b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)28.6% c)00.0% 無回答)14.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの標準化に向けた取り組みは、直接業務に関わる内容を網羅した「保育マニュアルの区分」と「給食マニュアルの区分」を整備している。「保育マニュアルの区分」は、子どもの園生活の流れや保育環境の整備、家庭・地域との連携、特別保育事業等の他、健康、安全、災害に関する内容とその対応の仕方を記載している。これらと併せて行政等の「感染症予防対策」「安全事故対策」「子どもの虐待防止等対策」等のマニュアルを揃えている。マニュアル類は事務室にあり職員はいつでも閲覧できる状態である。主には新人職員に活用している。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育を提供するうえでの一通りのマニュアル類を整備しているが、具体的な子ども一人ひとりの発達や状況を踏まえた指導計画の作成についての手順、方法等の標準的な実施方法は定めておらず、今後の取り組みに期待する。 	

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		評価
判断基準	a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	C
	b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)00.0% c)42.9% 無回答)14.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況と改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園は併設する第二保育所と共に長年先輩職員から保育を引き継いできた経緯がある。近年、見える形として保育に必要なマニュアル類を整え始めている。定期的に行う職員会や年度末の保育の振り返りには職員の意見、提案、保護者から収集した意見等も参考に見直しを進めている。現状は標準化に特化した職員間の話し合いには至らず、両園の所長、主任を中心に必要に応じて検証、見直しを行うと共に、行政の指導で災害等マニュアルを作成している。 <p>・この項目の職員自己評価は低率である。職員間の話し合いを深め改善にとりくむことに期待する。</p>	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。		評価
判断基準	a) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	b
	b) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c) アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)14.3% b)85.7% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に保護者が記載する家庭環境調査表で保護者の状況(就労、養育等)、入園までの子どもの健康、生活状況の確認と聞き取りをしている(児童簿となる)。また、障害、食物アレルギー等を持つ子どもなどには看護師、栄養士も個別面談を行う。 ・入園後は保護者との対話や連絡ノート、保育参加後の懇談会からも子どもの状況を把握し、個別を含む指導計画の参考にしている。個別を含む指導計画は主任の指導で行い、必要に応じて看護師、栄養士の助言も得て作成し職員会議で共有され実施する。障害や発達が気になる子どもについては看護師、町役場の保健師、関係機関と連携しながら進めている。なお、保護者の状況等(就労、家族他)の変化は、随時児童簿に記載をしている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園の利用児は、全員併設する第二保育所を利用している。情報の共有はできているが、加えて、当園を利用する子ども、保護者の課題やニーズと指導計画上の配慮や援助等についての記載も必要と思われる。今後の取り組みに期待する。 	

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		評価
判断基準	a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	b
	b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c) 指導計画について、実施状況の評価と計画に見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)14.3%であった。C)28.6% 無回答)14.3%</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育課程のもとに長期の「年齢別年間指導計画」と月案の「指導計画(個別含む)」を作成し、短期(週日案等)の計画では行事なども必要に応じて作成し実施している。指導計画は発達を見通したクラスの月案と共に、3歳未満児は他に個別の指導計画を作成している。月案は「子どもの姿」「育て欲しい内容」「保育士の関わり」等を定め個別計画に下している。月案は、複数保育士が話し合いで作成し、主任、所長の承認を得て実施される。評価見直しは毎月クラス毎に行っている。また、行事等の振り返りは定例の職員会議で行い、年間の保育の振り返りは年度末の職員会議で行われている。 <p>■ 改善課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の評価見直しに関して、視点が不明確であること等については園としても課題としており、職員自己評価では3割を切る肯定率である。今後の取り組みに期待する。 	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		評価
判断基準	a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	b
	b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)85.7% b)14.3% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・個別の記録は、園が定めた健康面や養育の状況シートに保護者が記載をし、園では面接時に確認と聞き取りの記録をしている。把握した子どもの状況は職員会で共有する。指導計画の記録は、3歳未満児は個別記録、3～5歳児は月案の振り返りと保育日誌(特記欄に個別)に記録をしている。全園児の個別の1年間の保育の経過記録は、年度末に児童簿に記載をしている。また、全園児の登園時からの健康面(検温他)を時間を決めて記録をし、朝夕の引き継ぎ事項と共に保育活動に活用している。個別の記録は他に「健康管理ノート」や「連絡ノート」等がある。</p> <p>■ 改善課題 ・毎月の個別を含む指導計画の記録は取られているが、児童簿への個別の保育経過記録は年度末の1回のみである。発達の著しい3歳未満児には少なくとも四半期毎の記録が望まれる。</p>	

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		評価
判断基準	a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	b
	b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)28.6% c)00.0% 無回答)14.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人が定める「個人情報保護基本方針」に従い、入園時に、法人の「ホームページ」「園だより」などの他、「行政からの要請」や「保育中の病気、ケガなど病院受診時の情報提供」など、記録の管理規定については保護者に丁寧に説明し諾否を得ている。また進級時にも改めて確認をしている。 ・子どもの記録の保管、保存や廃棄の基準についても管理規定に定められ、所長は職員会などの際に伝えている。指導計画、保育日誌、児童簿などの書面の管理はクラスリーダー、主任、所長が目を通し事務室内に施錠し管理している。職員にパソコンへのアクセスは権限を設け、使用は指導計画、園だより等としている。なお、職員は、採用時に「個人情報保護規定」の説明を受け誓約書を提出している。</p> <p>■ 改善課題 ・管理規定に情報の開示についての定めはあるが、保護者への明示と取り組みはない。職員間の話し合いと今後の取り組みに期待する。</p>	

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成

A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。		評価
判断基準	a) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成している。	b
	b) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c) 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び 地域の実態に応じ編成していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・「保育課程」は、法人が同じ4園が合同で保育所保育指針(以下保育指針)等に基づいて協議、編成している。基本理念の「共生(ともいき)は」共に生きるの精神を基調に、保育方針は、「関係法令等の基準を遵守し、自然や地域の人の結びつきの中で、心身ともに健やかな育ちを支える」である。また、保育目標は「なかよく」「たたく」「すこやかに」としている。 ・夜間保育所の当園は、第二保育所と同じ建物内にあり日中の保育は合同で行われ、職員会等も一緒に行われることが多い。保育課程は「指導計画」の基盤であり、所長は第二保育所の所長とともに年度はじめの職員会で改めて周知をし、各クラスに備えている。</p> <p>■ 改善課題 ・「指導計画」等は第二保育所と当園の保育士が合同で作成しているが、特に「保育課程」を意識してはいない。また、当園での「保育課程」への職員参画の定期的な評価や見直しも行われていない。 ・夜間保育所の当園の開設は平成20年4月であり、比較的新しい保育所である。「保育課程」は4園合同としているが、当園の開設に関する記述や夜間保育所の特性、利用者のためにどのような保育をめざすのか等の記載がなく、今後は当園独自の保育課程を検討し編成することが望まれる。</p>	

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		評価
判断基準	a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当園は、第二保育所所長、職員等と共に園舎の設計に関わり、子どもが心地よく過ごすための園舎を考えて建てている。 ・全保育室は南向き、子どもの食事、睡眠などに配慮した生活と遊びの空間、発達を考慮した探索活動のための小部屋など、さらには子ども同士が触れ合い、くつろげるウッドデッキや絵本コーナーなどを整えている。子どもは保育士が見守る中で好きな遊びや友だちとコーナー遊び、体を動かしての遊びを楽しんでいる。 ・保育室の温度、湿度、換気、保温(蓄熱式、冬は床暖房)などは調節され、設備、用具などの衛生管理等は定期的に消毒を行っている。</p> <p>・なお、第二保育所と一緒に改めて子どもが自ら遊べる保育環境の工夫について話し合いを始めている。今後は、夜間保育を利用する子どもが家庭との連続性で生活と遊びが行えるようにさらなる取り組みに期待する。</p>	

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。		評価
判断基準	a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
	c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの受容は、子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな子どもを育てるために、子どものあるがままの姿を受け止め援助することが求められる。 ・夜間保育所の当園は、日中の保育は第二保育所と合同の保育となるが、一人ひとりの生活環境や子どもの思いを受け止め、共感することを特に大切にしている。個別を含む指導計画では食事、睡眠、排泄等の生活面は保護者との対話や連絡ノートなども参考に職員間で共有しながら作成している。 ・保育中の一人ひとりの子どもの受容は、生活やその遊びから声をかけたり様子をみたりして、待たせない、指示、命令、叱責のない、子どもの心に寄り添う保育を心掛けている。 ・当園と第二保育所には「保育を行う際の職員の心得「共生の精神を基調として、心身の調和のとれた保育を心がける」の10項目があり、年度はじめの職員会で所長が読み上げている。 <p>・なお、職員間で連携がとれた保育が行われているが、今後は、さらに「子どもに対しての否定語を使わない」や「子どもに対する保育士の態度」などの保育中の具体的な言葉、態度を話し合うことに期待する。</p>	

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		評価
判断基準	a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)28.6% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的な生活習慣を身につける」には、発達に応じた援助を年間の保育目標に掲げ、指導計画(月案)のもとに実施している。特に、0~2歳児は個別計画の中で食事、排泄、着脱、清潔などを子ども一人ひとりの生活リズムに合わせて援助を行っている。とりわけ、当園は夜間にかかるため、子どもの生活リズムが乱れないように配慮している。 ・発達を考慮した保育環境のもとに、3歳未満児の自立に向けた食事や着脱には一人ひとりの子どもの傍で声を掛けるなど優しく援助している。3歳以上児になると手洗いや着脱が乱れることもあり、クラスの集会などで保育士が基本的な生活習慣の大切さを伝えている。また、基本的な生活習慣の取得には、家庭との連携は欠かせず対話や連絡ノートを通して進めている。 ・一人ひとりの子どもの状態は視診から判断をし、状態に応じて休息や医務室で様子を見るなど適切に対応している。 <p>・なお、食事、排泄、着脱、清潔などの生活面に対する援助は、子どもの家庭環境や保護者の子育て状況と密接に関わることであり、今後はさらに、3歳未満児の保護者には個別計画の内容を知らせ、共に共有して取り組むことに期待する。</p>	

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。		評価
判断基準	a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
	b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
	c) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標の「なかよく」「たたく」「すこやか」の指標と共に、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境構成と、子どもの主体的な活動を援助することを掲げている。発達に沿った指導計画のもとに、考慮された園舎内及び自然を感じる園庭、天気が悪い日でも運動遊びができる遊戯室、廊下、テラスなどの環境が整備されている。 ・自由遊びの例では、3歳児は保育士の手作りによるキッチンコーナーで本物の鍋を使ってのごっこ遊びや友だちと組み立て遊びなどを楽しんでいる。また、友だちなどの人間関係については「ふれあいプレイデー(運動会)」や「にこにこデー(発表会)」の行事などを全園児で盛り上げる他、行事を通して高齢者や地域の人と関わる機会を多く持っている。 ・行事の中には、歌やリズム、言語、造形等の表現活動となる民謡、奉納舞などの隠岐の伝統文化を地域の人と一緒に遊びの中に取り入れ子ども達に伝えている。 <p>■ 改善課題</p> <p>当園の子どもは、日中は第二保育所の子どもと保育活動は同じである。合同の職員会では、現状の恵まれた自然環境と園舎内外について、子どもが自ら遊びたいと思う環境構成になっているのか等の検証の話合いが始まっている。子どもにとっての魅力的な生活と遊びが深まることに期待する。</p>	

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児保育への配慮の第一は、疾病への抵抗力の弱さ、心身機能の未熟さから保健的な対応が求められる。0歳児の年間目標に「安全で保健的な環境の中で、心身共に健康に過ごせるようにする」と謳っている。 ・看護師を配置し、保育士と共に生育歴の違いなどに配慮し子ども一人ひとりの「個別計画」を作成している。また、保育士は、子どもの状況(低月齢児他)により同じ保育士が担当し、慣れてきたら応答的に複数保育士が関わる緩やかな担当制にしている。 ・保育室は、食事、睡眠、遊びのスペースが確保され、甸甸しながら園庭が見える窓も取り付けてある。また、衛生的な調乳室、トイレ、沐浴室の他、園内用のベビーカーが備えられ、園内散歩や情緒不安定になった子ども等に利用している。 ・日常の保育は子どもの状態を把握し、ディーリー(日案)のもとに行い、保護者とは対話や連絡ノートできめ細かに連絡を取り合っている。連絡ノートは、1歳未満、1歳以上児と発達が著しい乳児に配慮された作りになっている。 <p>・なお、さらに発達の著しい0歳児の動きや状態を踏まえての生活と遊びの提供に期待する。</p>	

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,2歳児の保育は、まだまだ感染症などに罹りやすく保健的な配慮が必要になる。また、歩行、言語など心身両面とも大きく育つ時期でもある。 ・保育は複数担当で発達の特徴を踏まえて、クラス全体の指導計画と個別計画を作成し実施している。個別を含む指導計画は子どもの姿から生活面と遊び面に分けてその内容や配慮、援助の仕方等を記載している。 ・生活面では、食事、着脱、排泄の仕方等の基本的な生活習慣が無理なく身につくように、傍らで見守り、遊びに関しては、安全に配慮しながら友だちと一緒に戸外や保育室での玩具、ごっこ遊びなどを楽しめるように保育士は仲立ちをしている。 <p>・なお、養護と教育が一体的に展開するには、子ども一人ひとりの生活と遊びのバランスに保育士が十分配慮することが求められる。さらなる取り組みに期待する。</p>	

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b)適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c)適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上児は、各発達の年間目標のもとに基本的な生活習慣の定着を図ると共に、各指導計画のもとに保育を進めている。 ・指導計画では、生活と遊びの内容、環境構成、保育士の援助と配慮等を定めている。具体的には3～5歳児の遊びの内容は、「友だちや他の人との関わりを深め集団での遊びを楽しむ」のもとに、保育指針の5領域(健康、言語、人間関係他)を意識した内容である。 ・室内や園庭の他に、遊戯室での運動遊び(巧技台等使用)、加えて、行事の中に食育や地域の伝統文化を保育指針の5領域の中に組み込み楽しんでいる。行事は5歳児が中心となり、友だちと協力し合った活動は、就学先の小学校にも伝えている。 ・こうした保育の状況は、当園が掲げる「子どもの身体づくり」、「隠岐の伝統文化に親しむ」の取り組みに適っていることが窺える。 <p>■ 改善課題</p> <p>日中の保育活動は、第二保育所と合同であるが、「指導計画」の中に、夜間園の子どもの位置づけや配慮点などを検討し記載することが望まれる。</p>	

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)71.4% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・基本的には障害のあるなしに関わらず子どもを受け入れている。現状は、個別的な配慮を必要とする子どもは、アレルギー(食物と動物)の子どもと発達に遅れが見られる子どもが在籍している。 ・入園に当たっては、第二保育所と同様に保護者からの聞き取りを丁寧に行い、障害児と認定されている場合は専任の職員を配置し、町役場の保健師とも連携をとり保育を進めている。 ・保育は「個別計画」のもとに保育士間で共通理解をしながら集団の中で楽しく過ごせるように援助をしている。 ・第二保育所と同様に発達に気になる子どもが当園でも増えていると感じており、「障害児保育」の研修への参加や研修を受けた職員、看護師等を囲んで学び合うなど、障害児に関する理解を深めている。</p> <p>■ 改善課題 職員自己評価では、障がいのある子どもに対して「環境整備、保育の内容や方法に配慮している」では低率である。発達が気になる子どもが増えていると感じていることから、第二保育所と一緒に「障害児保育」について、改めて取り組むことに期待する。</p>	

A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。		評価
判断基準	a) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	b) 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c) 長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・日中の保育は第二保育所と合同の保育である(夜間の保育士も一緒)。 ・「入所のしおり」に保育内容のねらいとして、「夜間保育は家庭的な雰囲気大切に、子どもたちの生活のリズムに配慮し、落ち着いて過ごす」を明示している。日中の明るさから夜になることで子どもが不安、淋しさを感じることなく過ごせるように保育環境に配慮している。畳コーナーでの保育士や異年齢児との触れ合い遊びの他、夕食はテーブルを囲んで季節の鍋物やお好み焼きなども用意している。また、夏場にはシャワーを浴びるなどしている。 ・第二保育所からの時間延長の子どももあり、引き継ぎは口頭や連絡ボード等で漏れないように努め、保護者には連絡ノートと共に口頭で健康状態や、連絡事項等を丁寧に伝えている。</p> <p>■ 改善課題 ・夜間保育所として、夕方からの子どもの生活(休息含む)と遊びについての「異年齢児の指導計画」を職員間で話し合い作成することに期待する。</p>	

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。		評価
判断基準	a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮がしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 57.1% b) 42.9% c) 00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中の保育活動は第二保育所と同じ保育内容であり、5歳児の年間の保育目標は「健康な生活や安全に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、そのわけを理解して行動する」など、就学を意識した内容である。 ・実際には、基本的な生活習慣等は5歳児は身につけており、保育室の掃除なども友だちと協力して行っている。また、5歳児は行事等では中心的な役割を果たし達成感を得ている。指導計画では、発達を踏まえて遊びの中で文字や数に触れるルールのある遊びなどや、地域の人との交流(伝統文化他)を図る機会を多く持っている。 ・就学については、一日入学や小学生と教師が来園するなどで交流をし、園と小学校は「保幼連絡会」等で連携(年2.3回)をとり、気になる子どもについては、支援チーム(養護学校教師等)や教育委員会との連携ができています。「保育所児童保育要録」については、担当保育士がこれまでの保育の状況をまとめて主任、所長が確認のうえ小学校に送付している。 <p>・なお、保護者とは「保育参加」後の懇談会で就学に向けて、生活リズムなどを話し合っているが、今後は、夜間保育に特化した話し合いも必要と思われる。検討を期待する。</p>	

A-1-(3) 健康管理

IV-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。		評価
判断基準	a) 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
	b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 71.4% b) 28.4% c) 00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの心身や健康の保持増進と子ども集団である保育所の特性を踏まえて健康管理を行い、定期的な身体測定や健診(年2回)、毎日の視診等で子どもの健康状態を把握している。予防接種の有無や既往症については、入園時に確認しているが、日常の「連絡ノート」等でも把握し職員間で共有している。 ・看護師は、子どもの体調不良時には受診の必要性の判断や保育士に感染予防、ケガなどの際の応急処置法を指導している。服薬は医師の処方のみとし、乳幼児突然死症候群(SIDS)については、0歳児は5分ごとの睡眠時確認である(6か月まではベビーセンサー)また、SIDSに関しては、入園時に担任及び看護師から保護者に注意喚起をすると共に保護者には毎月「保健便り(たんぼぼ)」を発行し、季節の病気予防などについての啓発をしている。 <p>■ 改善課題</p> <p>看護師は、併設する病後児保育施設と第二保育所との兼任であるが、夜間保育所の時間帯には不在となる。子どものケガ、病気発症の際の対応と体制を検討し、明文化することに期待する。</p>	

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。		評価
判断基準	a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
	b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。	
	c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)71.4% b)28.6% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・一人ひとりの子どもの健康管理は、毎月の身体測定をはじめ、年2回の内科と歯科の健康診断を実施している。内科、歯科健診の実施後は医師を交えて町役場の保健師、園の看護師、保育士等で全園児の健康状況を把握し、職員会で報告される。 ・身体測定や健診の結果はそのつど健康カードで個別に保護者に報告し、結果によっては医師からのコメントと共に受診を勧めている。受診結果の知らせを受け、留意、配慮すべき事項は職員間で共有される。 ・歯科健診を機会に歯磨きへの関心を高めるために、2～5歳児に看護師による歯みがき指導を実施し保育に反映している。特に3歳児と保護者に対しては町役場との連携で開催をし親子に歯磨きの大切さを伝えている。</p> <p>■ 改善課題 健康診断、歯科健診の結果の保育内容への反映については、部分的に指導計画の中で取り組まれているが、今後は、計画的な年齢別の「保健計画」の作成が望まれる。</p>	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。		評価
判断基準	a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
	b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)100.0% b)-% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・入園時に、保護者が提出する子どもの生活状況表の中でアレルギーの有無を確認している。アレルギーのある子どもについては、医師の「食物アレルギー生活管理指導表」の提出と看護師、栄養士、担当保育士が面談をし食事を慎重に進めている。 ・入園後は、献立表のチェックなどを保護者と綿密に連携し、子どもは保育士の見守りの中で誤食に配慮した専用のテーブル、除去カード、専用のトレー等の使用で食事をしている。 ・進級時や医師の診断の変更の際には改めて確認を行う。食物アレルギーについては、保育に関わる保育士等はマニュアルや行政からの冊子に目を通したり、また、看護師から具体的なエビペンの使い方などを学んだりして事故が起こらないように気をつけている。 ・当園は、夕食も食べることから、職員間の引き継ぎ等には、食事も含めてきめ細かに子どもの様子を伝えている。</p>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		評価
判断基準	a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
	b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)28.6% b)71.4% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・法人4園の特徴として食事に力を入れ、当園は第二保育所と同様に「食育活動」の名称で「食育」に取り組んでいる。地元の旬の野菜や魚類等を食材に献立、調理の工夫をしている。食育についての目標は「おなかのすく、リズムの持てる子ども」の他、7項目をあげ食事は健康な生活の基本であると考えている。 ・子どもは発達に応じた机や椅子、食器は割れる体験も必要と陶器にしている。0～2歳児は保育士の見守りと援助のもとに落ち着いて食事をし、3歳以上児は各自が自由に取り分けるバイキング方式である。また、お弁当にして戸外やウッドデッキで食事を楽しむこともある。 ・春からの栽培活動も活発に行い、夏野菜をはじめ、全園児で稲やサツマイモ等の収穫の喜びを味わい、また、発達に応じた調理体験をしている。 ・保護者には保育参加の際に試食を提供し、食育活動は、園だよりやクラスだより等で報告される。</p> <p>■ 改善課題 職員自己評価では、楽しく、落ち着いて食事がとれる環境・雰囲気づくり、及び家庭との連携において、肯定率は5割を切る。対策として、保育指針に示される「食育の計画」を作成し、指導計画に位置付けることが望まれる。</p>	

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		評価
判断基準	a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
	b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)42.9% c)00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・献立は、主任、栄養士、調理担当で毎月給食委員会を開き、これまでの献立や子どもの喫食状況を参考に、新たな工夫も取り入れて作成している。また、法人の4園の栄養士は月一回集まり献立や食事に関する情報交換を行っている。 ・献立の基本は、季節の食材、天然の煮干しのだしを活かした薄味とし、加えて地域の食文化を取り入れた和食中心である。試食した青魚料理も美味しく子どもはお代わりをしていた。夕食は家庭的な献立を心がけ、鍋料理なども取り入れている。 ・栄養士は喫食状況を検食簿、給食日誌等で把握しているが、残食から次への工夫や子どもからの感想を聞く頻度が少ないのが課題としている。 ・栽培や調理活動は保育士と栄養士と一緒に計画を立て実施している。厨房の衛生管理は栄養士が給食マニュアルに基づき、月一回、適切に点検をし所長に報告をしている。 ・当園は、栽培活動の他に、子ども達は園の周辺に出掛け、ヨモギ摘みやタケノコ堀など自然の恵みを感じる貴重な体験をしている。子どもの感性を育てる上からも食育活動に留まらず、保育指針の5領域を踏まえた取り組みにも期待する。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている		評価
判断基準	a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
	b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない	
	c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 57.1% b) 42.9% c) 00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・保育所として保護者に対する支援は、一人ひとりの子どもの園生活の様子と、その育ちを保護者にしっかり伝えることである。当園では、登降園時に保護者と子どもの健康状態や家庭での様子を丁寧に聞くなど情報交換に努めている。また、園と家庭とのツールである連絡ノートは通園バスを利用する子どももいることから全園児に使用し、特に3歳未満は健康、生活面などに配慮された構成である。 ・保護者には、毎月の園だより、クラスだより等で園の考え方、保育の様子を知らせる他、行事や保育参加後のアンケート、懇談会を通して子どもの成長を共有し、保育への理解につなげている。なお、行事等に不参加の保護者には保育士から資料等を手渡している。 ・日々の保護者との対話等は特に記録はしていないが、発達や就学等に関する相談などは必要に応じて記録をし職員間でも共有を図っている。</p> <p>■ 改善課題 登降園時や連絡ノート等で保護者とのコミュニケーションが図られているが、より保護者が保育への理解を増すために、日々の保育活動の様子を見える形でクラス毎にボードや紙ベース等で報告することが望まれる。また、ポイントを押さえた保護者対応(対話、記録)について職員間で話し合うことに期待する。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		評価
判断基準	a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
	b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a) 71.4% b) 28.6% c) 00.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・保護者に対する支援は、保育士の特性を生かした業務であり重要なものである。園では、登降園時はできるだけ保護者と顔を合わせて子どもの様子を伝え合い成長を共有し合う大切な時間帯と考えている。加えて、保育参加後の保護者との直接の懇談は保育士との信頼関係を築く要因と捉えている。 ・保護者からの相談があった場合は、クラスの保育士から主任、所長へと応じ内容次第では看護師、栄養士が関わる体制である。また、保護者の就労等による保育時間の延長などには柔軟に対応し、利用者アンケート調査からも安心して働けるとの声が出ている。 ・保育参加後の懇談会では3歳未満児の保護者にはベビーマッサージや離乳食、触れ合い遊びなどを指導助言している。3歳以上児の保護者には昔遊び(おはじき、紙ヒコウキ)等の指導や助言を行い参加者から喜ばれている。</p> <p>■ 改善課題 ・保護者支援については、行政等からの子育て情報の提供や保育相談等は積極的には行われていない。夜間保育所を利用する保護者の事情からも保育相談の体制など、改めて話し合い保護者支援をすることに期待する。</p>	

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		評価
判断基準	a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
	b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
	c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)57.1% b)28.6% c)無回答14.3%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・社会的に児童虐待が増加する中で、保育所には虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見と予防の期待が高まっている。当園でも第二保育所と協同で「児童虐待防止等マニュアル」を整備すると共に地域の要保護児童対策協議会への参加や行政、保健センター等からの情報のもとに全職員で取り組んでいる。 ・具体的には、登園時の子ども、保護者の全身状態(身体、表情、衣類の状態等)を注意深く観察することを心がけ、不適切な養育等が疑われる場合は職員会議での話し合いや関係機関につなげている。実際に、保健センターと連携をして子育てが不安定な保護者の支援をした事例がある。 ・保護者への啓発は、「児童虐待防止」に関するポスターの掲示や冊子の配付に留まり、園としての積極的な取り組みは至っていない。</p> <p>■ 改善課題 ・保護者への啓発は、「児童虐待防止」に関するポスターの掲示や冊子の配付に留まり、園としての積極的な取り組みは至っていない。 ・「児童虐待防止等マニュアル」を整備し、職員の研修や学びの機会も設けているが、「虐待等権利侵害」については、十分な理解が求められ、「虐待等権利侵害」は保育所、家庭に於いて起こり得ることとして一層の取り組みに期待する。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		評価
判断基準	a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
	b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。	
	c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。	
講評	<p>■ 職員の自己評価の結果は、a)42.9% b)57.1% c)0.0%であった。</p> <p>■ 取り組み状況 ・当園の日中の保育は第二保育所と合同で行われており、「指導計画」等も一緒に作成している。従って保育実践の振り返りも毎月行っている。振り返りは、保育活動の子どもの様子から、良かった点、課題と思われた点などを複数担任で話し合うと共に、保育士自らの保育も振り返り、次回の指導計画の参考につなげている。 ・年度末には職員会で全体の保育の振り返りを行っているが、保育内容に関する職員の自己評価は昨年度の1回に留まっている。これとは別に、保育士は組織内で主任を中心とした保育内容、安全、保健衛生、食育等に関する係りを担当している。各係りでの振り返りを主任が集計し改善につなげる話し合いを予定しているが未実施である。</p> <p>■ 改善課題 ・「指導計画」の実施後のクラスごとの振り返りは定期的に行われているが、保育士として自らを研鑽するうえでの自己評価までには至っていない。保育指針による保育等と保育所の自己評価について、その意味や方法を確認し取り組むことに期待する。なお、夜間保育所としての「指導計画」と保育士の自己評価の振り返りも望まれる。</p>	